

3 定款変更の認証申請

NPO 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法 14 の 9①）。

NPO 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を提出し、認証を受ける必要があります（法 25③④、条例 6）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類^(注1)
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限り。）^(注2)
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項^(注1)
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限り。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります。縦覧期間の終了後 2 か月以内（千葉県では 1 か月以内）に認証又は不認証の決定を行います^(注3)（法 25⑤）。

認証後、NPO 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3①）。

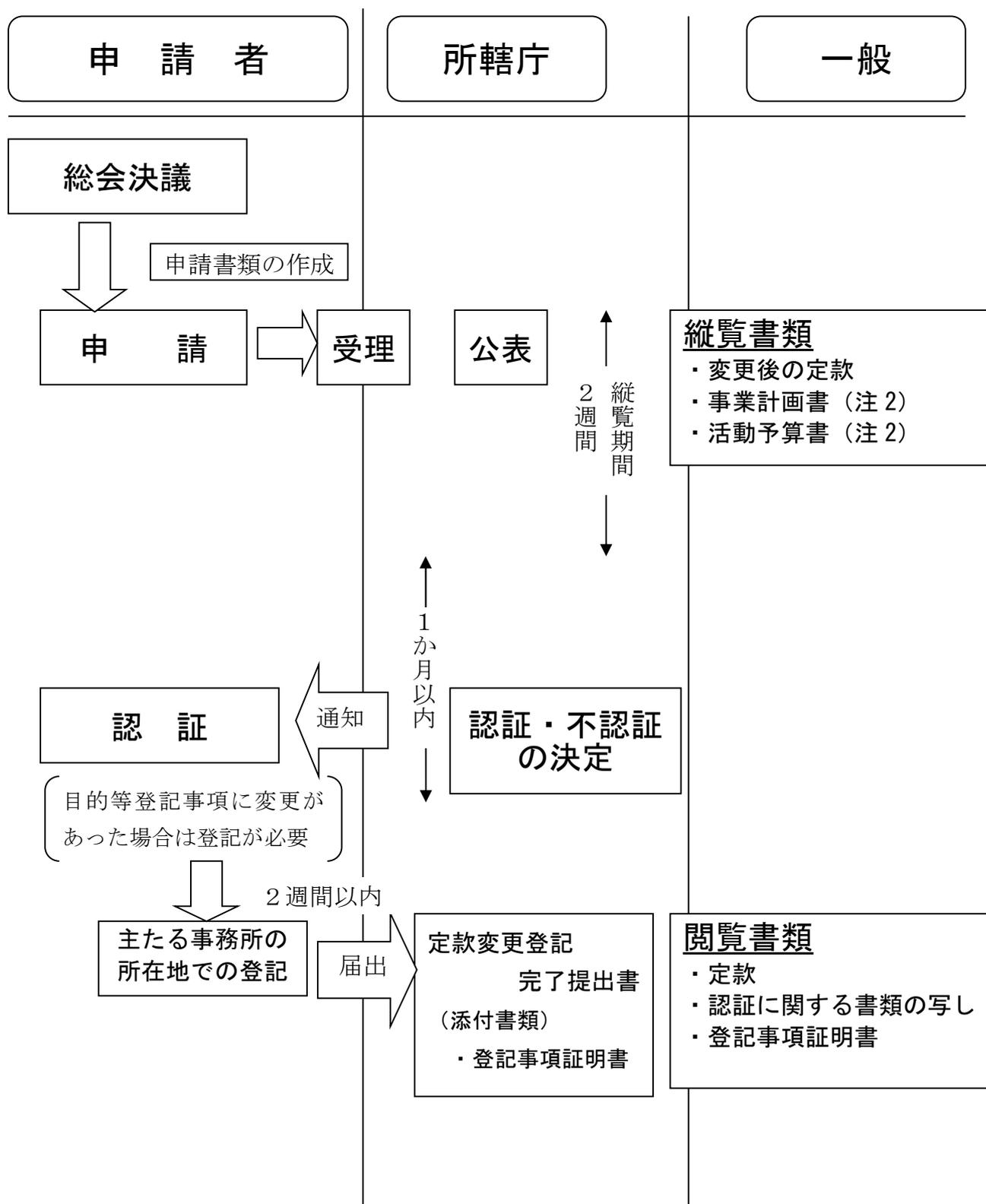
登記完了後、NPO 法人は、登記事項証明書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

（注 1）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

（注 2）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を經由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法 26）。つまり、NPO 法人は変更前の所轄庁に変更後の所轄庁の様式等で当該書類を提出することとなります。

（注 3）千葉県では、条例で縦覧終了後から 1 か月以内に認証・不認証の決定に努めと定めています（条例 4①）。

○定款変更の認証申請を行う場合のフロー(注1)



(注1) 所轄庁の変更を伴わない定款変更の場合を例示

(注2) 特定非営利活動に係る事業、その他の事業の変更を行う場合に添付が必要

○定款変更の認証申請を行う場合に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	所轄庁 変更あり		所轄庁 変更なし		参照ページ
	事業 変更 あり	事業 変更 なし	事業 変更 あり	事業 変更 なし	
定款変更認証申請書（第四号様式）	○	○	○	○	93
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (注2)	○	○	○	○	95
変更後の定款	○	○	○	○	—
定款の変更の日(注3)の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○		○		—
定款の変更の日(注3)の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	○		○		—
団体確認書(注2)	○	○			99
役員名簿 (役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○	○			100
直近の事業報告書(注4) 活動計算書(注4) 貸借対照表(注4) 財産目録(注4) 年間役員名簿(注4) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 (注4)	○	○			56

(注1) 「所轄庁の変更を伴う」定款変更や「特定非営利活動の種類と事業、又はその他の事業の変更を伴う」定款変更の場合は、提出書類が異なるので注意してください。

(注2) 「所轄庁変更を伴う」定款変更の場合、社員総会において、団体確認（法第2条及び法第12条の規定に該当すること）が必要となります。

(注3) 「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日（申請から1か月半程度経過後の日）

(注4) 設立後これらの書類が作成されるまでの間は、設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録

(2) 定款変更認証後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ
定款変更登記完了提出書（第五号様式の二）	107
登記事項証明書（原本）	—

(注) 変更が登記事項（法人名称、事務所所在地、目的、特定非営利活動の種類、事業）の場合のみ提出

千葉県規則で定められた様式
どおりに作成。

第四号様式（第六条）

所轄庁の変更を伴わない定款の変更

定款変更認証申請書

年 月 日

千葉県知事 様

〇〇市〇〇1丁目1番地
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎
電話番号043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧
第5条 この法人は、・・・ (1) 特定非営利活動・・・ ① ・・・ ② ・・・ ③ ・・・ (2) その他の事業 ① ・・・ 2 前項第2号に・・・	第5条 この法人は、・・・ (1) 特定非営利活動・・・ ① ・・・ ② ・・・ ③ ・・・
第39条 この法人の資産は、・・・	第39条 この法人の資産は、・・・
第42条 この法人の会計は、・・・	第42条 この法人の会計は、・・・

2 変更の理由

当法人の財務状況の改善のため、その他の事業として実施する。

備考 上記1には、変更しようとする定款の条文等について
にした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しよ
の旨も記載すること。

附則に定款変更履歴を追加する場合、変更後の定款が有効となるのは認証の日からとなるので、年月日は空欄のまま認証申請書及び変更後の定款に記載する。
記載例：附則7 この定款は 年 月 日から施行する。
所轄庁からの認証通知後、認証日を記入。

添付書類

- ①当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ②変更後の定款

特定非営利活動の種類と事業、又はその他の事業に変更がある場合は、

- ③当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書

第四号様式（第六条）

所轄庁の変更を伴う定款の変更

変更後の所轄庁が千葉県である場合の指定の様式。

定款変更認証申請書

提出は、変更前の所轄庁。

変更後の所轄庁。

年 月 日

千葉県知事 様

埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎
電話番号043-〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧
第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市〇〇1丁目1番地に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を千葉県〇〇市〇〇2丁目4番5号に置く。

2 変更の理由

介護保険事業の縮小に伴い、埼玉県で行っていたグループホームを閉所し、千葉県のみとするため。

(注)提出書類は、変更後の所轄庁の様式等により作成し、提出は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出することとなります。

添付書類

- ①当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ②変更後の定款
- ③役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ④法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- ⑤直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）
- ⑥活動の種類と事業に変更がある場合、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書

特定非営利活動法人〇〇〇〇 第××回通常社員総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から〇時
- 2 開催場所 〇〇市〇〇2丁目3番地 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項

第1号議案 〇〇年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）

事業報告、決算に関する事項

第2号議案 〇〇年度（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで）

事業計画、予算に関する事項

第3号議案 役員を選任に関する事項

第4号議案 定款第5条変更に関する事項

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記4議案の審議を行った。

第1号議案 事業報告、決算に関する事項

議長より、事業報告、決算の内容につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第2号議案 事業計画、予算に関する事項

議長より、事業計画、予算の内容につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

第3号議案 役員を選任に関する事項

議長より、理事3名、監事1名全員は、〇年〇月〇日をもって役員任期が満了するので、改めて理事3名、監事1名の選任をしたい旨を述べ、原案の下記4名の候補者につき議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決し、4名が再選され、就任を承諾した。

記

理事 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏

監事 〇〇〇〇氏

第4号議案 定款第5条変更に関する事項

議長より、いままで調査研究をしていた〇〇に関する事業について、本格的に実施可能な見通しが立ったため、定款の第5条に事業の追加をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

また、今回の定款変更が事業の変更を伴うため、2年分の事業計画、予算につき概要を説明し議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

なお、申請書類の軽微な事項の修正については、理事長に一任する。

出席者に書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者が含まれる場合は、その数を付記。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、■■■■
■氏、▲▲▲▲氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長	○○○○	印
議事録署名人	■■■■	印
議事録署名人	▲▲▲▲	印

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に従って記載。
押印は、本人が行う。

原本は法人で保管すべきものですので、提出は謄写（コピー）したもので結構です。
ただし、登記の手続きで法務局へ提出する際には原本証明が必要です。

特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時社員総会議事録

- 1 開催日時 〇〇年〇月〇日 午後〇時から〇時
- 2 開催場所 埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地 法人事務所
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項
 - 第1号議案 所轄庁の変更を伴う定款変更に関する事項
 - 第2号議案 法第2条及び第12条の規定に関する事項
- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

定款の定めに従い、出席者に書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者が含まれる場合は、その数を付記。

理事〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任し、続いて、上記2議案の審議を行った。

第1号議案 所轄庁の変更を伴う定款変更に関する事項

議長より、法人の事業の縮小に伴い埼玉県の事務所を閉鎖し、千葉県の手事務所を主たる事務所とすることとし、所轄庁の変更を伴う定款第2条の定款変更をしたい旨説明し、議決を求めたところ、全員異議なく原案どおり承認可決した。

新	旧
第2条 この法人は、事務所を千葉県〇〇市〇〇1丁目1番地に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県〇〇市〇〇2丁目3番地に置く。 2 前項のほか、従たる事務所を千葉県〇〇市〇〇2丁目4番5号に置く。

なお、申請書類の軽微な事項の修正については、理事長に一任する。

第2号議案 法第2条及び第12条の規定に関する事項

特定非営利活動法人〇〇〇〇が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することについて、満場一致で確認した。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、**■■■氏**、**▲▲▲▲氏**を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

氏名は、定款で定めた方法（記名押印、署名、等）に従って記載。
押印は、本人が行う。

原本は法人で保管すべきものですので、提出はコピーしたもので結構です。ただし登記の手続きで法務局へ提出する際には原本証明が必要です。

議 長 〇〇〇〇 印
 議事録署名人 ■■■■■■ 印
 議事録署名人 ▲▲▲▲▲ 印

特定非営利活動法人◇◇◇◇ 書面決議による第〇回 定期社員総会議事録

1 社員総会の決議があったものとみなされた日

〇〇年〇月〇日

2 正会員総数及び表決数

正会員総数〇〇人（書面表決△人、電磁的方法表決×人 計〇〇人）

3 提案者 理事長 〇〇〇〇

4 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 〇〇年度事業報告及び決算書類の承認の件

別添のとおり

(2) 〇〇年度事業計画及び予算の承認の件

別添のとおり

(3) 役員任期満了に伴う改選の件

次のとおり選任した。

理事 〇〇〇〇 △△△△ □□□□ （全員重任）

監事 ××××（重任）

(4) 法人の名称変更に伴う定款変更に関する件

次のとおり変更する。

新	旧
第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ☆☆☆☆という。	第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ◇◇◇◇という。

理由：〇〇のため

5 議事録の作成に係る職務を行った者の役職及び氏名

理事 △△△△

以上のとおり、特定非営利活動促進法第14条の9第1項の規定により、第〇回 定期社員総会の決議があったものとみなされたので、決議を明確にするため、理事長及び議事録作成者がこれに記名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人◇◇◇◇ 第〇回定期社員総会

氏名は、通常の議事録に準じて記名押印等を行う。
押印は、本人が行う。

理事長 〇 〇 〇 〇 印

議事録作成者 理 事 △ △ △ △ 印

この議事録作成例は、書面等によりすべての議案について社員全員から賛同の意思表示があったため、開催を省略した場合に作成される議事録の作成例です。実際に総会を開催する場合には通常の議事録を作成することになりますので御注意ください。

団 体 確 認 書

年 月 日

〇〇市〇〇1丁目1番地
特定非営利活動法人〇〇〇〇
理事長 千葉太郎

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇年〇月〇日に開催された臨時総会において確認しました。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	ちば たるう 千葉 太郎	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	有
理事	たなか はなこ 田中 花子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番地の〇	無
理事	やまだ さぶろう 山田 三郎	市川市〇〇町〇丁目〇番地の〇 〇〇アパート 202 号	無
理事	すずき あいこ 鈴木 愛子	千葉県〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 (〇〇ハイツ 101 号)	無
監事	さいとう しろう 齋藤 四郎	船橋市〇〇〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル 503 号	無

理事・監事の別を記載。

氏名・住所は住民票等のおり正しく記載。

報酬を受ける人がわかるように記載。